

令和6年3月13日
改定 令和7年4月1日

京都市都市計画局週休二日工事実施要領（令和6年度改定版）

1 目的

本要領は、建設産業における労働者の労働環境の改善と中長期的な育成・確保を図ることを目的に、都市計画局が所管する工事における週休二日工事（以下「週休二日工事」という。）の実施に関し、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 「週休二日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「対象期間」とは、工期の始期から工期末までの期間をいう。

なお、年末年始6日間（12月29日から1月3日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、災害等への対応期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など（以下「対象外とする期間」という。））は含まない。

(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロール等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、1日を通して現場が閉所された場合は、現場閉所日数に含める。

3 対象工事

本実施の対象は、令和6年4月以降に都市計画局が発注する工事のうち、設計図書に「週休二日工事」である旨を明示した工事とする。

4 発注方式

次のいずれかによる。ただし、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休二日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が工事着手前に週休二日に取り組む旨を届け出たうえで取り組む方式

受注者は、工事着手前に、「週休二日工事实施意向届出書」（様式 1）を監督員に提出し、希望する場合に週休二日の取組を実施する。ただし、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、契約単位毎に実施の意向を確認し、週休二日の取組を実施する。

5 積算方法等

(1) 補正方法

以下のアからウまでの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（工事価格の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

ア 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）

1. 0 5

イ 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満（現場閉所率 25%（7 日/28 日）以上 28.5%未満）

1. 0 3

ウ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満（現場閉所率 21.4%（6 日/28 日）以上 25%未満）

1. 0 1

(2) 当初設計及び変更方法

ア 当初設計

4 週 8 休以上を前提に、(1)アにより労務費を補正し工事価格を積算する。

イ 変更方法

現場閉所の達成状況を確認し、4 週 8 休に満たないものは、その達成状況に応じて、(1)において対応する補正係数を変更して工事価格を積算し、契約書第 2 7 条の規定に基づき請負代金額を変更する。

また、4 週 6 休に満たないもの及び受注者希望方式で工事着手前に週休二日に取り組む旨を届け出なかった場合については、請負代金額のうち労務費補正額の全額を減額変更する。

6 週休二日工事の取組内容

(1) 工事着手前

- ・ 監督員及び受注者は、対象外とする期間を協議により決定する。
- ・ 受注者は、契約工期開始後速やかに、現場閉所予定日等を記載した実施工程表（参考様式 1）を作成し、監督員に提出する。また、概成工期も、実施工程表に明記する。
監督員は、受領した実施工程表から現場閉所予定日及び現場閉所率を確認する。

(2) 工事中

- ・ 受注者は、三週間工程表など工程を記録した書類に現場閉所日を記載（参考様式 2）

し、監督員に提出する。

また、監督員は、工事期間中を通じて、現場閉所状況の把握に努める。

- ・ 監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表の再提出を求め、現場閉所予定日及び現場閉所率を確認する。

(3) 工事完成後

受注者は、工事を完成後、速やかに最終の現場閉所率を報告（参考様式3）する。

(4) 工事成績評定

週休二日が達成された場合、加点評価する。

(5) 週休二日工事である旨の見える化

受注者は、工事現場に週休二日工事である旨を明示する。

7 週休二日工事の留意事項

- (1) 週休二日の実施に当たっては、既存の書類を活用するなど、事務負担が増大しないよう工夫する。
- (2) 監督員は、現場閉所日に作業を発生させるような指示を行わないことや、受注者からの協議にはできる限り速やかに対応するなど、週休二日の取組を円滑に推進するよう努める。
- (3) 監督員及び受注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮するとともに、全体の工程に遅延が生じないように、各工事（別途発注した工事を含む。）のスケジュール等を調整する。
- (4) 工期延長、工事一時中止などが生じた際は、受注者は、監督員と協議し対象期間及び対象外とする期間を再設定する。
- (5) 週休二日工事であることを理由にした工期の変更は行わない。
- (6) 受注者は、工事完成後、速やかに下記ホームページに掲載するアンケート調査に協力する。

<https://kyotocity.form.kintoneapp.com/public/9985d75c7346>

8 施行期日

本要領は、令和6年4月1日以降に入札手続（契約依頼）を行う工事から適用する。